## 昭和31年6月22日 鳥取県規則第四十二号

規

則

## 第2728号 牧野法施行細則の一部を改正する規則をここ ⇔雜 昭和三十一年六月二十二日

報

農業災害補償法による共済金額等

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可無過火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

号)の一部を次のように改正する。

牧野法施行細則(昭和二十六年六月鳥取県規則第三十五

♦規 ♦告 示 則 託規程の一部改正牧野改良事業補助要綱及び草地改良事業受買収令書交付不能一覧表 買収息で付不能一覧表 牧野法施行細則の一部改正 次

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一 ことに公布する。 部を改正する規則を

事務所長)」を「家畜保健衛生所長」に改める。

第一条中「地方事務所長(市にあつては所在地の

)地方

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十一年六月二十二日

鳥取県規則第四十三号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正

鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十一月鳥 する規則

取県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。 第五条第二号中「重要な」を削る。

別表口中「厚生課」を「厚生援護課」に改める。

別表口厚生課欄中知事公室長、部長専決事項に次の

1

牧野法施行細則の

一部を改正する規則

号を加える。

鳥取県知事

遠

藤

茂

に公布する。

2

. 3  $\equiv$ 兀 を 制限(法第十六条)る交通しや断又は 法繕用產病 条命産病 条薬聴 一令所院 の取開 第又制所院 二は限構 締会 0 法管診 十改'造診 法の第開 四築禁設療 第理療 二十次 十次 一大 一大 更助 条命止備所 五催 つ令への 十(二麻 へ修使助 六 Ŧī. 四三 八七 1 + 九 締医 医 処分 歯科 取診 違保 二の畜と 狂犬病発生 師 締寮 反健 項制の畜 法法 大の技工 工 取婦 ~限種場 ッ ヘ類に | 反取 助 ク と及お (法第十二(法第十二) 整復り 法違反取 科医 産婦 ス 畜びい 縮 線技師 場一て |師法違反 師師 法日処 看護婦法 法 ' 第当理 と殺解体 法 違き 四りす 九八措 四六 違 反ゆ 条置 条 条頭る 取う 取 反 第数獣  $\equiv$ Ŧī. Д 六 七 交、物 者 八六 付製器 七去又 K 条及は Ø ン報機 四験示 四四 対 生 五対 法検具第查及 処分 告関 十検医 す びそ 試の 九查薬 うる報告 命及 る報告 九七 令び条並品 の研 び等 十及び 条) 験疑 法 七び容 検あ 課

える。 表 兀 = 別九 表口厚生課欄中課長、 条命産病 法繕用產病 遺骨、 中 復員費過誤払 未帰還者の死亡認定 令所院 第又制所院  $\neg \circ$ 二は限構 法監診 十改 造診 遺留品 第理療 四築禁設療 二者所 条命止備所 十変・ <sup>(</sup>令 'の ' K の 八更助 へ修使助 よる徴 伝達 六 五 四 七 Ξ 局 (復員業務規程第二十二条 (復員業務規程第三十五条) 収 長専決事項に次の三号を加 違保 統吏人 取診 反健 計員口 総療 取婦 法統動 ギーツ 締医 師 師あ 歯科衛生師 (会計法第六条) ``*\* 療法違反取締 柔ま道師 法 ŋ 十主調 慗 歯科医師 復は 法違反取締 産 条事に ス線技師法違反 **ン**のか 師り 資か 法師 法違反取 格る 違 護婦 認市 泛き 取ゆ 定町 - へ村 締ら 医 别 别 Ŧī. 表 表 日中世話課及びその専決事項を削る。 傷痍軍 口厚生課欄中 土器杯 の交付 人及び遺族き章交付 務 係長専決事項 K #軍 次 遺族き 0 \_\_ 号を加 章令 える

摘要

100

	昭和31年	.6月22日	金曜 E	鳥	取	県	公	報	第2728号	4
	ДЦ	- A								
	条第二項) の処分(法第十九 伝染病毒汚染建物	民交染 -	十 る 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 ガ 道 施 子 大 五 条	・接種の代執行(法を検をを対して、	<b>減</b> のリニー		·			
	Ħ	<u></u>	= =		-		十 五.	十· 四	<u>+</u> +	
	(統計法第十条) (統計法第十条)	十八条)十八条)神衛生鑑定医の指定()	精神病院の指定(法第五置(法第十七条)	補償(法第三十一条) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			五条)	三条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	取締法施行規則第十条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	可(と畜場法第一項認可及びその報の変
;				-	•	予	,		*	
				六条)条を表え						
				<b>所</b> 御 奨		防			-	
		-		· 注	.					
						課				
			4							

鳥取県告示第二百五十七号

第2728号

第五百五十三号)及び草地改良事業受託規程

(昭和三十

昭和三十一年六月二十二日

鳥取県農業共済組合連合会長

西

尾 圭

介

おりである。

共済掛金率ならびに賦課率は昭和三十一年度より

次のと

一年一月鳥取県告示第十号)の一部を次のように改正す

牧野改良事業補助要綱(昭和二十八年十二月鳥取県告示

る。

和三十一年六月二十二日

鳥取県知事

遠

藤

茂

共済掛金率並び賦課金率

額一棟につき

三十万円

共済金額

農業者の建物に対する共済金額の最高

7

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百

二十条の二の規定に基く任意共済に対する共済金額及び

昭和31年6月22日

雜

報

所長」に改める。

第九条中「所轄地方事務所長」

を「所轄家畜保健衛生

倉

庫

1.4

1.000

0.2

1.000

0.4

1.000

2.0

1.000

以内

以内

般建物

3,2

1.000

0.3

 $\overline{1.000}$ 

1.3

1,000

4.8

1.000

以内

草地改良事業受託規程

金曜日 鳥

長」に改める。

第九中「所轄地方事務所長」

を

「所轄家畜保健衛生所

建物

 $\mathcal{O}$ 

種類

掛金率

組合連合会

共市町 水 が 組 会 業 本

計

牧野改良事業補助要綱

取 県 公

台 小

計

ラ八〇八

"

"

=,==

一、主

二、古六

計

三二十二五 五三十二五

六、二八八、四一

小

計

西伯郡岸本町大字小林

山村大字羽田井字

四 八

五七

五六 "

//

1,000 11,000

104,0

011,441 回"00

四、0八七、0四

100回

原100個 104,0

一一二二

八〇三ノ四〇

原野

宅

. //

"

宅

八〇三ノ二九 七七

一九〇ノ

大字門前字上岩屋平ル

八〇三ノ

七

第2728号

退休寺原東伯郡中

計

ノー、 二四 五一 八

Ш

山林

0.10分

Ħ. Ħ.

原野

九

原野

原野

000.1

宝,00

1至,00

西伯郡岸本町大字小林

四、公三 四、公兰

**\***,000

₹,000

00,0011 九四、六〇

二四、九二七

11,000

111,000 11,000

灵,000 11,000 000

二次、000 公宝、00

0、10分

三三

==**,**=

三里、三

퓻**、**오 東伯郡中

み井

日山 和佐ふり

一、盐0、00

九00,00